

令和2年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前						修 正 後						備 考
3	3	第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第4節 災害の想定 (略) なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。						第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第4節 災害の想定 (略) なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。						表記の整理
		原子力発電所又は原子炉施設名	事業者名	所在地	号機	状況	適用	原子力発電所又は原子炉施設名	事業者名	所在地	号機	状況	適用	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		大飯発電所	関西電力株式会社	(略)	1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	(略)	大飯発電所	関西電力株式会社	(略)	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	(略)	
					2号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	(略)				2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	(略)	
					3号機	(略)	(略)				3号機	(略)	(略)	
					4号機	(略)	(略)				4号機	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																				
58	12	参考資料 4 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） <table><tr><th>警戒事態を判断するEAL （略）</th><th>緊急事態区分における措置の概要</th></tr><tr><td>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</td><td>（略）</td></tr><tr><td>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</td><td></td></tr><tr><td>③、④ （略）</td><td></td></tr><tr><td>⑤ <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪</u></td><td></td></tr></table>	警戒事態を判断するEAL （略）	緊急事態区分における措置の概要	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	（略）	② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。		③、④ （略）		⑤ <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪</u>		参考資料 4 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） <table><tr><th>警戒事態を判断するEAL （略）</th><th>緊急事態区分における措置の概要</th></tr><tr><td>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、<u>又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、<u>又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u></td><td></td></tr><tr><td>③、④ （略）</td><td></td></tr><tr><td>⑤ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給</u></td><td></td></tr></table>	警戒事態を判断するEAL （略）	緊急事態区分における措置の概要	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、 <u>又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</u>	（略）	② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、 <u>又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u>		③、④ （略）		⑤ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給</u>		対策の追加 対策の追加 表記の整理
警戒事態を判断するEAL （略）	緊急事態区分における措置の概要																							
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	（略）																							
② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。																								
③、④ （略）																								
⑤ <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪</u>																								
警戒事態を判断するEAL （略）	緊急事態区分における措置の概要																							
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、 <u>又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</u>	（略）																							
② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、 <u>又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u>																								
③、④ （略）																								
⑤ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給</u>																								

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		失が3時間以上継続すること。 ⑥、⑦ (略) ⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨～⑰ (略)		が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥、⑦ (略) ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨～⑰ (略)		表記の整理
		施設敷地緊急事態を判断するEAL ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②、③ (略) ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	緊急事態区分における措置の概要 (略)	施設敷地緊急事態を判断するEAL ①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②、③ (略) ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	緊急事態区分における措置の概要 (略)	表記の整理 表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		⑥ (略) ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨～⑬ (略)		⑥ (略) ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨～⑬ (略)		表記の整理 表記の整理
		全面緊急事態を判断するEAL ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>制御棒の挿入</u> により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ②～⑤ (略) ⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧～⑩ (略) ⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、 <u>原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失</u>	緊急事態区分における措置の概要 (略)	全面緊急事態を判断するEAL ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>全ての停止操作</u> により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ②～⑤ (略) ⑥ 全ての <u>非常用</u> 交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑧～⑩ (略) ⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能	緊急事態区分における措置の概要 (略)	表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫～⑭ (略)		能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫～⑭ (略)		
61	11	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）		2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）		対策の追加 対策の追加 表記の整理
		警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	
		① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ (略) ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電	(略)	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</u> ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、<u>又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u> ③ (略) ④ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源</u>	(略)	

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		<u>気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u> ⑤、⑥ (略) ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧～⑮ (略)		<u>が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u> ⑤、⑥ (略) ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧～⑮ (略)		表記の整理
		施設敷地緊急事態を判断するEAL ①、② (略) ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ (略) ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	緊急事態区分における措置の概要 (略)	施設敷地緊急事態を判断するEAL ①、② (略) ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ (略) ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	緊急事態区分における措置の概要 (略)	表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		⑧～⑭ (略)		⑧～⑭ (略)		
		全面緊急事態を判断するEAL ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入</u>により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ②～④ (略) ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑦～⑨ (略) ⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、<u>原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u> ⑪～⑬ (略)	緊急事態区分における措置の概要 (略)	全面緊急事態を判断するEAL ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作</u>により原子炉を停止することができないこと、<u>又は停止したことを確認することができないこと。</u> ②～④ (略) ⑤ 全ての<u>非常用</u>交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分<u>間</u>以上継続すること。 ⑦～⑨ (略) ⑩ 原子炉制御室<u>及び</u>原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、<u>又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u> ⑪～⑬ (略)	緊急事態区分における措置の概要 (略)	表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理
63	35	3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）		3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）		
		警戒事態を判断するEAL	緊急事態区	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区	

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
			分における措置の概要		分における措置の概要	表記の整理
		① <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u> ② (略) ③ 原子炉制御室 <u>その他の箇所</u> からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④～⑪ (略)	(略)	① <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u> ② (略) ③ 原子炉制御室 <u>及び</u> 原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④～⑪ (略)	(略)	
		施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	表記の整理
		①、② (略) ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ (略)	(略)	①、② (略) ③ 全ての <u>非常用</u> 交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分間以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ (略)	(略)	

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧～⑬ (略)		⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧～⑬ (略)		表記の整理 表記の整理
		全面緊急事態を判断するEAL ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入(電動駆動による挿入を除く。)により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ②、③ (略) ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。 ⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が	緊急事態区分における措置の概要 (略)	全面緊急事態を判断するEAL ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入(電動駆動による挿入を除く。)により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ②、③ (略) ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上)継続すること。 ⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が	緊急事態区分における措置の概要 (略)	表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑥～⑧ (略) ⑨ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、<u>原子炉制御室から</u>の原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑩～⑫ (略)	停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑥～⑧ (略) ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑩～⑫ (略)	表記の整理 表記の整理
66	13	4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設 これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第一号の表二又はホ及び第14条の表二又はホに掲げる事象に加え、当該施設の特性及び1. から3. までに掲げる施設のEALの枠組みを踏まえて、原子力事業者が行う。	4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設 これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第一号の表二又はホ及び第14条の表二又はホに掲げる事象及び1. から3. までに掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。	表記の整理
66	16	5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの	5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの	名称の修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																				
68	27	7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの <table><tr><td>警戒事態を判断するEAL (略)</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>① <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>② (略)</td><td></td></tr><tr><td>③ 原子炉制御室<u>その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td><td></td></tr><tr><td>④～⑪ (略)</td><td></td></tr></table>	警戒事態を判断するEAL (略)	緊急事態区分における措置の概要	① <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u>	(略)	② (略)		③ 原子炉制御室 <u>その他の箇所</u> からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。		④～⑪ (略)		7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの <table><tr><td>警戒事態を判断するEAL (略)</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>① <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>② (略)</td><td></td></tr><tr><td>③ 原子炉制御室<u>及び原子炉制御室外操作盤室</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td><td></td></tr><tr><td>④～⑪ (略)</td><td></td></tr></table>	警戒事態を判断するEAL (略)	緊急事態区分における措置の概要	① <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u>	(略)	② (略)		③ 原子炉制御室 <u>及び原子炉制御室外操作盤室</u> からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。		④～⑪ (略)		表記の整理 表記の整理
警戒事態を判断するEAL (略)	緊急事態区分における措置の概要																							
① <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u>	(略)																							
② (略)																								
③ 原子炉制御室 <u>その他の箇所</u> からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																								
④～⑪ (略)																								
警戒事態を判断するEAL (略)	緊急事態区分における措置の概要																							
① <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u>	(略)																							
② (略)																								
③ 原子炉制御室 <u>及び原子炉制御室外操作盤室</u> からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																								
④～⑪ (略)																								
		<table><tr><td>施設敷地緊急事態を判断するEAL</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1</td><td>(略)</td></tr></table>	施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1	(略)	<table><tr><td>施設敷地緊急事態を判断するEAL</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>① 全ての<u>非常用</u>交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58</td><td>(略)</td></tr></table>	施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① 全ての <u>非常用</u> 交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58	(略)	表記の整理												
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																							
① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1	(略)																							
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																							
① 全ての <u>非常用</u> 交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58	(略)																							

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上) 継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤～⑧ (略)		条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上) 継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤～⑧ (略)		表記の整理 表記の整理 表記の整理
		全面緊急事態を判断するEAL ① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1	緊急事態区分における措置の概要 (略)	全面緊急事態を判断するEAL ① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条	緊急事態区分における措置の概要 (略)	表記の整理

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考											
		項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上) 継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ③ (略) ④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、<u>原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤、⑥ (略)		第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上) 継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ③ (略) ④ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤、⑥ (略)		表記の整理 表記の整理											
70	34	8. 再処理施設		8. 再処理施設		表記の整理											
		<table><tr><td>警戒事態を判断するEAL</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>① (略)</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td>② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</td></tr><tr><td>③～⑬ (略)</td></tr></table>	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① (略)		(略)	② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	③～⑬ (略)		<table><tr><td>警戒事態を判断するEAL</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>① (略)</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td>② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</td></tr><tr><td>③～⑬ (略)</td></tr></table>	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① (略)	(略)	② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	③～⑬ (略)
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																
① (略)	(略)																
② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。																	
③～⑬ (略)																	
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																
① (略)	(略)																
② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。																	
③～⑬ (略)																	

